

コミュニティあいはし 規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、コミュニティあいはし（以下「本会」という。）と称し、事務所を豊岡市但東町出合150 豊岡市立合橋地区コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、豊かな自然と歴史伝統を生かした様々な活動を展開し、先人から受け継いだ大切な森と農地を守り、住民活動を活性化し、合橋地区の安全・安心で豊かな未来を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の安全と安心を守る事業
- (2) 地域の豊かな自然を守る事業
- (3) 地域のにぎわいと活気を高める事業
- (4) 地域への愛着と地域の魅力を高める事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(地域づくり計画)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために行う前条の事業を具体的に記載した「合橋地域づくり計画」を策定し、事業を実施する。

2 合橋地域づくり計画は、社会情勢の変化及び事業の検証を受け、随時見直すものとする。

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会は、次に掲げるもの（以下「会員」という。）によって構成する。

- (1) 合橋地区に居住する市民
- (2) 合橋地区の出身者
- (3) 合橋地区の事業所等に勤務する者
- (4) 合橋地区に住所を置く団体・企業
- (5) その他会長が必要と認め、理事会で承認された者

(理事)

第6条 本会に理事を置き、総会において会員の中から選出する。

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 4名以上15名以内
- (4) 監事 2名以内

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

3 監事は、会員の中から選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。

3 理事は、理事会に参加し、会務を審議する。

4 監事は、本会の会務及び収支決算を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の同意を得て委嘱するものとする。

3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。

4 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(理事会の構成)

第11条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第12条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(理事会の審議事項)

第13条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会の議長は、会長が行う。

(代議員)

第14条 本会に、合橋地区の区長からなる代議員を置く。

2 区長が第6条に規定する役員に選出されたときは、区長は代理の者を代議員に指名することができる。

(代議員の役割)

第15条 代議員は総会において議事を審議し決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、随時意見を述べるができる。

(総会)

第16条 総会は、代議員により構成する。

2 総会は会長が招集し、議長はその総会において出席した代議員の中から選出する。

3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議・決定する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 役員を選任及び解任に関すること。

(4) 規約の改廃に関すること。

(5) 合橋地域づくり計画に関すること。

(6) その他の重要事項。

4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、議事は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

5 総会の議事については議事録を作成し、出席代議員の内から議長が指名した2名が署名押印する。

(部会)

第17条 本会は、第3条の事業を行うために内部組織として部会・プロジェクト等を置くことができる。

第3章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、豊岡市の交付金、事業収入、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度及び会計年度)

第19条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第21条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第22条 収支決算書と財産目録を作成し、これを年1回の定期総会で報告して承認を得る。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、令和6年4月1日より施行する。